

令和3年11月24日

議 案

11月定例会議

常 総 市

議案第68号

常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める内閣府令が改正されたことに伴い、条例中の規定を整備するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年常総市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を 「第4章 雑則（第53条）
附則」 に改める。

第2条第23号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、「保育を」を「教育・保育を」に改め、同条第4項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第1号中「市町村長」を「市長」に改め、「第24条第3項」の次に「（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記

載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教

育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第69号

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令が改正されたことに伴い、条例中の規定を整備するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年常総市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を 「第6章 雑則（第49条）
附則」 に改める。

第6条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

第45条第2項中「第6条第1項本文」を「第6条第1項」に改める。
本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則第4項中「第6条第1項本文」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、国民健康保険税の賦課方式について、現行の3方式から世帯別平等割額を廃止し、所得割額及び被保険者均等割額の2方式へ変更するとともに、その税率等の見直しを行うほか、法令改正に伴い必要となる改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

常総市国民健康保険税条例（昭和34年水海道市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「並びに」を「及び」に改め、「及び世帯別平等割額」を削り、同条第3項中「並びに」を「及び」に改め、「及び世帯別平等割額」を削り、同条第4項中「並びに」を「及び」に改め、「及び世帯別平等割額」を削る。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の6.7」を「100分の7.02」に改める。

第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「18,500円」を「26,600円」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の2.25」を「100分の2.57」に改める。

第7条中「8,000円」を「16,100円」に改める。

第7条の2を削る。

第8条中「100分の1.85」を「100分の2.17」に改める。

第9条中「9,000円」を「17,100円」に改める。

第9条の2を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条中「及びイ」を削り、「ウ及びエ」を「イ」に、「並びに同条第4項本文」を「及び同条第4項本文」に、「オ及びカ」を「ウ」に改め、同条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「12,950円」を「18,620円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「5,600円」を「11,270円」に改め、同号中ウをイとし、エを削り、同号オ中「6,300円」を「11,970円」に改め、同号中オをウとし、カを削り、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「9,250円」を「13,300円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「4,000円」を「8,050円」に改め、同号中ウをイとし、エを削り、

同号オ中「4, 500円」を「8, 550円」に改め、同号中オをウとし、カを削り、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「3, 700円」を「5, 320円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「1, 600円」を「3, 220円」に改め、同号中ウをイとし、エを削り、同号オ中「1, 800円」を「3, 420円」に改め、同号中オをウとし、カを削り、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 990円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6, 650円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10, 640円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13, 300円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2, 415円
- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 4, 025円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 6, 440円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8, 050円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

第23条の3第1項に次の1号を加える。

(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者（未就学児を除く。）が属する世帯の者のうち特別の事情があると認められるもの

第23条の3第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第4号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。

附則第2項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第16項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の次に「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」を加え、「及び令和2年度分」を「から令和3年度分まで」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の見出しの改正規定、第4条の見出しの改正規定、第6条の改正規定（「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る部分に限る。）、第23条第1号アの改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）、同条第2号アの改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）及び同条第3号アの改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）並びに第23条の2の改正規定（「総所得金額」を「総所得金額及び」に改める部分及び「第3号において同じ。」の次に「及び」を加える部分に限る。）並びに附則第16項の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の常総市国民健康保険税条例附則第16項の規定は、令和3年4月1日から適用する。
- 3 この条例（第1項ただし書の規定により施行する部分を除く。）による改正後の常総市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 7 1 号

常総市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

常総市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、産科医療補償制度における掛金の見直しを踏まえ、出産育児一時金の額を改める等の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市国民健康保険条例の一部を改正する条例

常総市国民健康保険条例（昭和52年水海道市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

第8条第2項中「。以下「高齢者医療確保法」という。」を削る。

附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定及び附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第72号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 公の施設の名称 常総市道の駅地域振興施設
- 2 指定する団体 静岡県熱海市上多賀686番地
株式会社TTC
代表取締役 河越 康行
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

本案は、常総市道の駅地域振興施設における指定管理者として、株式会社TTCを指定するため、これを提出する。

議案第73号

字の廃止及び町の区域の設定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙変更調書のとおり、本市内の字を廃止し、町の区域を設定する。

なお、この字の廃止及び町の区域の設定の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものとする。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業の施行区域において、字を廃止するとともに、新たな町の区域を「むすびまち」として設定するため、これを提出する。

別紙

変 更 調 書

むすびまちを設定し、字を廃止する区域

三坂新田町字浦田 596の4, 597の9, 597の10, 597の11, 597の8, 598の2, 598の3, 599の2, 599の3, 600の3

三坂新田町字沖田 438の2の一部, 438の4, 438の5の一部, 439の2, 439の3

三坂新田町字前田 172の2, 172の3, 172の4, 173の2, 173の3, 173の4, 175の2, 175の4, 175の5, 175の6, 175の7, 177の2, 177の3, 177の4, 179の2, 179の3, 179の4, 180の2, 180の3, 180の4, 240, 2000, 2001, 2002の2, 2003の1, 2003の2, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008の1, 2008の2, 2008の3, 2009, 2010, 2011, 2012の1, 2012の2, 2012の3, 2013の1, 2013の2, 2013の3, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018の1, 2018の2, 2019, 2020, 2021, 2022の2, 2023の2, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029の1, 2029の2, 2029の3, 2030, 2031の1, 2031の2, 2032の1, 2032の2, 2033, 2034, 2035の1, 2035の2, 2035の3, 2036の1, 2036の2, 2037, 2038, 2039の1, 2039の2, 2039の3, 2039の4, 2039の5, 2040, 2041の1, 2041の2, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046の1, 2046の2, 2046の3, 2047, 2048, 2070の3, 2071の2, 2072, 2073, 2074の1, 2074の2, 207

4の3, 2074の4, 2074の5, 2074の6, 2074の7, 2074の8, 2074の9, 2075の1, 2075の2, 2075の3, 2075の4, 2075の5, 2076の1, 2076の2, 2077の1, 2077の2, 2077の3, 2077の4, 2077の5, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082の1, 2082の2, 2082の3, 2082の4, 2082の5, 2083, 2084の1, 2084の2, 2084の3, 2084の4, 2084の5, 2085, 2086の2, 2087の2, 2088の2, 2089の1, 2089の2, 2089の3, 2090, 2091の1, 2092の1, 2092の3, 2093の1, 2093の2, 2094, 2095, 2096, 2097の2, 2098, 2099の1, 2099の2, 2100の1, 2100の3, 2100の4, 2102の1, 2103, 2104の1, 2104の2, 2104の3, 2104の4, 2104の5, 2105, 2106, 2128, 2129, 2130の1, 2030の2, 2131の1, 2131の2, 2131の3, 2132, 2133の1, 2133の2, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142の1, 2142の2, 2142の3, 2142の4, 2142の5, 2142の6, 2142の7, 2143, 2144の1, 2144の2, 2145の1, 2145の2, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153の2, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164

三坂新田町字向田 1987の2, 1988の2, 1989, 1990, 1991の1, 1991の2, 1991の3, 1992の1, 1992の2, 1992の3, 1992の4, 1993, 1994の1, 1994の2, 1995の1, 1995の2, 1996の1, 1996の2, 1996の3, 1996の4, 1

997, 1998, 1999, 2049, 2050, 2051の1, 2051の2, 2051の5, 2051の4, 2052の1, 2052の2, 2052の3, 2053の1, 2053の2, 2053の3, 2053の4, 2053の5, 2054の1, 2054の2, 2054の3, 2055の1, 2055の2, 2056の1, 2056の2, 2056の3, 2057の2, 2058の2, 2059の2, 2060の1, 2060の3, 2061の1, 2061の3, 2065の1, 2066の1, 2067の2, 2068の2, 2069の2, 2107, 2108, 2109の1, 2110の1, 2110の2, 2110の4, 2110の5, 2116の2, 2117の2, 2125の5, 2125の6, 2126, 2127

三坂町字卯ノ起 4147の2, 4147の4, 4151の2, 4151の4, 4154の3, 4155の4, 4240の3, 4248の5, 4249の3, 4250の5, 4254の3, 4255の3, 4256の2, 4257の5, 4257の4, 4258の3, 4264の2

三坂町字向町 4226の3, 4227の3, 4228の4, 4229の3, 4232の3, 4233の3, 4234の3, 4265の5, 4265の4, 4266の2

三坂町字六畝町 4142の4, 4143の4, 4144の4, 4144の5, 4145の2, 4145の4, 4146の2, 4146の4

及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部

議案第74号

水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、水海道あすなろの里ロッジ棟及びキャンプ場に係る指定管理者の指定に伴い、指定管理者が定める利用料金の基準となる使用料の額を見直すとともに、施設の使用許可手続を改める等の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例（昭和54年水海道市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の次に次の1条を加える。

（施設）

第3条の3 あすなろの里に、次の施設を置く。

- (1) 宿泊棟
- (2) ロッジ棟
- (3) キャンプ場
- (4) 体験活動施設（研修棟，作業棟及び学習棟）
- (5) 体育館
- (6) 炊事場（憩いの森，ロッジ棟及びキャンプ場）
- (7) 屋外運動施設（テニスコート，プール及び多目的広場）
- (8) 釣堀
- (9) 展望風呂
- (10) 食堂施設
- (11) ふれあい動物園
- (12) ミニ水族館
- (13) その他附帯施設

第4条第1項中「あすなろの里」を「宿泊棟，ロッジ棟若しくはキャンプ場又は食堂施設（以下「有料許可施設」という。）」に改め，同条第3項中「あすなろの里」を「有料許可施設」に改める。

第5条中「あすなろの里」を「有料許可施設」に改める。

第7条第1項中「別表」を「別表第1」に改め，同条第3項を同条第4項とし，同条第2項中「使用料は，」を「第1項の使用料にあつては」に改め，「ときに」の次に「，前項の使用料にあつては使用の際に」を加え，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 体験活動施設，体育館，炊事場，屋外運動施設，釣堀，展望風呂及びその他附帯施設を使用しようとする者は，別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

第10条第3項中「おける第3条の2」の次に「及び第4条」を加え、「及び第3項並びに」を「中「宿泊棟、ロッジ棟若しくはキャンプ場又は食堂施設（以下「有料許可施設」という。））」とあるのは「ロッジ棟又はキャンプ場」と、同条第3項及び」に、「「あすなろの里」を「「有料許可施設」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「あすなろの里」を「有料許可施設」に、「以下この条から第13条までにおいて同じ」を「）及び炊事場（ロッジ棟及びキャンプ場に限る。）（以下これらを「指定管理施設」という）」に改め、同条第4号中「あすなろの里」を「指定管理施設」に改める。

第12条中「あすなろの里」を「指定管理施設」に改める。

第13条第1項中「あすなろの里」を「指定管理施設」に、「第7条第2項」を「第7条第3項」に改め、同条第2項中「別表」を「別表第1又は別表第2」に改める。

第18条中「使用者」を「あすなろの里の施設、設備等を使用した者」に改める。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第7条，第13条関係）

区 分		料 金	備 考
宿泊棟	一般	1人につき 2,000円	午後1時から翌日の 午前10時まで
	高校生	1人につき 1,500円	
	中学生及び小学生	1人につき 1,200円	
	幼児	1人につき 500円	
ロッジ棟	宿泊使用	1棟につき 15,000円	午後2時から翌日の 午前11時まで
	時間使用	1時間につき 700円	
キャンプ場	テント	1張につき 5,000円	午後1時から翌日の 午前11時まで
	オートキャンプ	1区画につき 7,000円	
食堂施設		月額100,000円	

備考 この表において「幼児」とは、4歳以上小学生未満の者をいう。

別表第2（第7条，第13条関係）

区 分		料 金
作業棟		1時間につき 500円
学習棟		1時間につき 700円
体育館	全面	1時間につき 1,000円
	半面	1時間につき 500円
炊事場（憩いの森，ロッジ棟，キャンプ場）	大人	1区画1人につき 400円
	小人	1区画1人につき 200円
テニスコート		1面1時間につき 500円
プール	大人	300円
	小人	200円
多目的広場	全面	1時間につき 1,000円
	半面	1時間につき 500円
釣堀		1日につき 500円
展望風呂	大人	400円
	小人	200円
和室（宿泊棟，研修棟）		1室1時間につき300円
陶芸室		1回（4時間まで）につき 3,000円
陶芸窯		1回につき 7,000円
ピザ窯		1回（3時間まで）につき 2,000円
附属備品等		1件1,000円以内で市規則で定める額

備考

- 1 この表において、「小人」とは4歳以上15歳未満の者をいい、「大人」とは15歳以上の者をいう。
- 2 ロッジ棟又はキャンプ場に宿泊する者が炊事場を使用する場合の使用料は，この表の規定にかかわらず，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額とする。
 - (1) ロッジ棟又はキャンプ場の使用時間内において炊事場を使用する場合 無料
 - (2) 前号以外の場合 1区画1人につき200円
- 3 宿泊棟に宿泊する者が炊事場を使用しようとする場合の使用料は，この表の規定にかかわらず，1区画1人につき200円とする。

- 4 宿泊棟に宿泊する者が展望風呂を使用しようとする場合の使用料は、この表の規定にかかわらず、無料とする。
- 5 多目的広場を営利目的で使用する場合（入場料に相当する額を徴収する場合を含む。）の使用料は、この表の規定にかかわらず、同表に定める額の4倍に相当する額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用の許可並びに利用料金の額の決定並びに利用料金の収受、減免及び返還に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

議案第75号

常総市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例について

常総市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、都市計画法施行令の改正に伴い、市街化調整区域において開発許可をすることができない区域として、浸水想定区域等を追加するほか、所要の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

常総市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成19年常総市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号中「令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「原則として、令第29条の9各号に掲げる」に改める。

第6条第1項第4号中「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に改める。

第7条中「第6条第1項各号」を「前条第1項各号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の常総市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例第4条第1項第7号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第76号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
3602	菅生町2522	菅生町2505-1

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第77号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
3777	菅生町2694-1	菅生町2680

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第78号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3778	菅生町2702	菅生町2711

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第79号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
3779	菅生町2705	菅生町2612

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第80号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
3780	菅生町2723	菅生町2729

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第 81 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 24 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3 7 8 1	菅生町 2 7 2 5	菅生町 2 7 4 5

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第82号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
3782	菅生町2757	菅生町2756

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第 83 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 24 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3783	菅生町 2758	菅生町 2763

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第84号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
3796	菅生町2282	菅生町2839

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第 85 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 24 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3 7 9 7	菅生町 2 2 8 6	菅生町 2 2 9 3

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第86号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
3798	菅生町2299	菅生町2304

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第 87 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 24 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3799	菅生町 2238	菅生町 2320

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第 88 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 24 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3800	菅生町 2223	菅生町 2327

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第89号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6008	菅生町3154-1	菅生町8834

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第90号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
6009	菅生町8878	菅生町2411-2

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第91号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6010	菅生町8861-2	菅生町8871

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第92号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6011	菅生町8863	菅生町8877

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第93号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6012	菅生町8835	菅生町8826

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第94号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6013	菅生町8767	菅生町8811

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第95号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
6014	菅生町8789-2	菅生町8784

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第96号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6015	菅生町8795	菅生町8786

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第97号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
6016	菅生町8812	菅生町8805

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第98号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
6017	菅生町8795	菅生町8823

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第99号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
6018	菅生町8960	菅生町8980

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第100号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6019	菅生町8972	菅生町8970

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第101号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
6020	菅生町3186-1	菅生町8905

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第102号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6021	菅生町8908	菅生町2869-1

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第103号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
6022	菅生町3701-2	菅生町7843-1

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第104号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
6023	菅生町9037	菅生町9032

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第105号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6024	菅生町9019	菅生町9023

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第106号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6025	菅生町8992	菅生町3166

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第107号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
6026	菅生町3587-1	菅生町9058

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第108号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神達岳志

記

路線名	起点	終点
6027	菅生町2475	菅生町8954

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第109号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6028	菅生町8826	菅生町8856

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第110号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神達岳志

記

路線名	起点	終点
6029	菅生町8856	菅生町8858-1

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第111号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6030	菅生町8884	菅生町2766-1

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第112号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神達岳志

記

路線名	起点	終点
6031	菅生町8894	菅生町2766-1

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第113号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6032	菅生町8777	菅生町8769

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第114号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6033	菅生町2640	菅生町8816

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第115号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6034	菅生町8965	菅生町8970

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第116号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6035	菅生町9010	菅生町3213-2

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第117号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3592	旧	菅生町3154-1	旧	菅生町7843
	新	菅生町3785-1	新	菅生町3631

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、その始点及び終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第118号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3593	旧	菅生町3168	旧	菅生町3195
	新	菅生町3169-2	新	菅生町8993

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、その始点及び終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第119号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3596	旧	菅生町3785	旧	菅生町3799
	新	菅生町3785-1	新	菅生町3784

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、その始点及び終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第120号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3598	旧	菅生町3811	旧	菅生町3711
	新	菅生町8936	新	菅生町3766

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、その始点及び終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第121号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3614	旧	菅生町3007	旧	菅生町2863
	新	菅生町3007	新	菅生町2874

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、その終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第122号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3601	旧	菅生町2540	旧	菅生町3897
	新	菅生町8965	新	菅生町8984

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、その始点及び終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第123号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3770	旧	菅生町2439	旧	菅生町2546-1
	新	菅生町2439	新	内守谷町6210-1

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、その終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第124号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月24日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3795	旧	菅生町2822	旧	内守谷町6864
	新	菅生町1879-1	新	内守谷町6864

提案理由

本案は、県営菅生地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、その始点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。